

古仁屋港における船舶等の対応措置（台風襲来・暴風時）

勧告区分	船舶等の対応措置
警戒勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停泊船舶及び警戒勧告発令中に入港する船舶は、気象情報（台風、異常に発達した低気圧の動向等）に留意し乗組員の待機、機関の準備等の避難準備を整える。 ・ 港内で以下に従事するものは、中止の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 荷役 ・ 給油 ・ 港則法第31条に係る工事、作業 ・ 行事 ・ 工事、作業現場においては、荒天準備を行い資器材等の流出防止措置を
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶は係留強化等の必要な措置を完了し、厳重な警戒態勢をとること。 ・ 総トン数1,000トン以上の在泊船舶は、原則として、瀬戸崎南端から赤埼南端を結んだ線より沖合の安全な海域に退避すること。 ・ 港内で以下に従事するものは、中止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 荷役 ・ 給油 ・ 港則法第31条に係る工事、作業 ・ 行事
解除	<p>各船舶等は、避難準備等を復旧し、あるいは入港する。</p> <p>ただし、台風又は異常に発達した低気圧（以下「台風等」という）接近に伴う「避難勧告」から、同台風等の通過に伴い、「警戒勧告」に移行した場合には、上表の「警戒勧告」に係る措置を維持するものとする。この場合の表中の「避難準備」「中止の準備」とあるものは、これらの措置に準ずる措置として読み替える。</p>